

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号

株式会社アルデプロ

代表取締役社長 保 坂 光 二

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり当社第28回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成27年10月28日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年10月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
(末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第28期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- (注) 1. 本株主総会ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「6.会社の体制および方針」、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) に記載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。なお、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

～株主優待制度の中止についてのお詫び～

平成27年4月9日付で発表しておりますとおり、当社は「アルデプロ株主ポイント倶楽部」の個人情報データが漏洩した事態を踏まえ、株主優待制度を中止いたしました。なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、平成26年4月の消費税率の引上後に減速した個人消費の回復に遅れがみられたものの、日本銀行による積極的な金融緩和や円安による企業収益の回復、訪日外国人の増加によるインバウンド消費の盛り上がり等緩やかな回復基調が続いております。

当社が属する不動産業界におきましては、平成27年地価公示によりますと、平成26年の地価は全国住宅地が前年比△0.4%と6年連続の下落となりましたが、全国商業地が同0.0%と下げ止まり、三大都市圏の住宅地が同+0.4%、三大都市圏商業地が同+1.8%とプラスに転じ、三大都市圏での地価の回復が鮮明になっております。

また、公益財団法人東日本不動産流通機構の調査による首都圏の中古マンションの成約件数をみますと、平成26年4月の消費税増税の影響により、平成26年4月以降平成27年3月まで前年割れが継続しておりましたが、平成27年4月に前年同月比+0.8%と増加に転じ、5月以降7月までは同2ケタ増が続いております。

一方、全国主要都市のオフィスビル市況の情報を提供している三鬼商事株式会社の調査による東京都心5区(東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)のオフィス空室率は、平成24年6月の9.43%をピークに、平成27年7月には4.89%と平成21年1月以来の4%台まで低下しております。また、オフィス平均賃料は平成23年12月の16,207円/坪をボトムに回復傾向にあり、平成27年7月は17,467円/坪へ上昇しております。

また、金融機関による不動産向け融資につきましては、日銀短観平成27年6月調査によりますと大企業向けが+29%(平成27年3月は+27%)、中堅企業向けは+21%(同+18%)、中小企業向けは+9%(同+9%)と、前向き動きが見受けられます。

こうした環境のなか、当社グループは東京都や関西地区において、新規に優良な販売用不動産を仕入れ、販売活動を活発化させました。ただ、売買契約済みの販売用不動産の契約解除や決済時期の延期に応じた販売用不動産が発生したため、期首に想定した売上高を下回ることとなりましたが、平成26年7月期の実績は上回りました。この結果、売上高は116億87百万円(前期比12.4%増)、営業利益は22億62百万円(同23.5%増)、経常利益は18億66百万円(同5.1%増)、当期純利益は18億48百万円(同13.3%増)を計上することができました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

す。

① 不動産再活事業

当連結会計年度において、東京都や関西地区において新規に優良な販売用不動産を仕入れ、販売活動を活発化させました。東京都や関西地区に存在する不動産に対するニーズは高いものがありました。ただ、一部の売買契約済みの販売用不動産の契約を解除したことや決済時期を延期したことなどから、期首に想定した売上高を下回りました。

以上から、不動産再活事業の売上高は107億92百万円（前期比5.9%増）と平成26年7月期の売上高を上回り、営業利益は22億14百万円（同10.9%増）となりました。

② 不動産賃貸収益等事業

不動産賃貸収益等事業は、当社が保有する不動産物件に係る受取賃料収入や収入手数料等、また連結子会社のS&Standard株式会社や株式会社奨建築の収益で構成されております。当社保有物件の増加により、受取賃料収入が増加し、同事業はおおむね順調に推移しました。

以上から、不動産賃貸収益等事業の売上高は8億95百万円（前期比4.3倍）、営業利益は5億96百万円（同9.9倍）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に本社事務所の拡張や支店事務所の内装工事等のために、13百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

平成26年12月29日を払込期日とする第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により40億円、また同日を払込期日とする第三者割当による第7回新株予約権の発行により93百万円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、平成27年1月6日付で東京房屋仲介股份有限公司を資本金250万台湾ドル（日本円換算9,801千円）で設立し、また平成27年4月1日付でFIP投資顧問株式会社の全株式400株を12百万円で取得し、子会社としております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、以下の中長期的な会社の経営戦略に記載の経営戦略を会社の対処すべき課題と捉え、経営に邁進してまいります。

〔中長期的な会社の経営戦略〕

a) コアビジネスの推進（新たなビジネスモデル）

i) 新たなビジネスモデル

「再開発アジャストメント事業」のトップランナーへ

新たなビジネスモデルとして「再開発アジャストメント事業」を当社のコアビジネスとして推進いたします。

ii) 背景

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震発生の恐れがあるなか、生命、身体の保護の観点から耐震性不足の老朽化マンションの建て替え等が喫緊の課題であります。現在のマンションストック総数は、全国に約590万戸（このうち東京都は165万戸）、旧耐震基準に基づき建設されたものは全国に約106万戸（このうち東京都は36万戸）存在し、市場推定規模は30兆円にのぼるとみられております。

一方、マンション建替えの実績は累計で全国183件、約14,000戸（平成25年4月時点）の低水準であります。

※出所：平成25年度 住宅・土地統計調査／総務省、住宅着工統計／東京都都市整備局

iii) 内容

平成26年6月18日に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成26年12月24日に施行されました。それを踏まえて、国策である耐震性が不足している旧耐震基準マンションの建替え及びマンション敷地売却の促進を目的とした事業（再開発アジャストメント事業）を推進してまいります。

	一般のマンション	耐震性不足のマンション
改修	区分所有法による改修 ⇒3/4以上の賛成	平成25年改正で措置 耐震改修促進法による改修 ⇒過半数の賛成、容積率等の緩和特例
建替え	区分所有法による建替え（個別売却） マンション建替法による建替え（権利変換） ⇒4/5以上の賛成	・マンション敷地売却制度の創設 ⇒4/5以上の賛成 ・容積率の緩和特例
取壊して住替え	民法原則に基づき全員同意が必要	⇒平成26年の改正

上記の表のとおり、今後は、マンション敷地売却制度により耐震性不足マンションにおいては、区分所有者等の4/5以上の賛成でマンション及びその敷地の売却が可能となり、より一層、権利調整が図りやすくなります。

これら旧耐震基準で建設されたマンションは比較的好立地に建設されているものが多く、高収益が望めるものと思われれます。

また、この分野においての参入障壁が非常に高く、現状大手不動産会社の参入は確認しておりません。当社が先駆的に手掛けていくことにより先駆者利益を追求してまいります。

当社は、基本的に区分所有マンションを戸別もしくは一括で取得し、権利調整等の業務を行ったうえで、建替え及び敷地売却の目途をつけ、開発業者やデベロッパー等へ売却していく方針です。

当社は、コアビジネスとして、この事業を推進していくことにより、安心、安全な都市の再開発の一端を担い、社会に貢献してまいります。

b) スtock型ビジネスの拡充

これまで当社は主に不動産を仕入れて販売するというフロー型のビジネスを行ってまいりました。今後は、これらフロー型ビジネスに加えストック型ビジネスを拡充させてまいります。また、平成27年4月1日付で取得したFIP投資顧問株式会社を通じたアセットマネジメント事業への進出、拡充にも努めてまいります。

c) 海外事業への進出推進

現在、依然として海外投資家等による日本国内不動産の購入ニーズは旺盛なものがああります。当社もそのニーズに対応すべく、台湾に子会社である東京房屋仲介股份有限公司を設立し、台湾人富裕層向けに日本の不動産取得のための営業活動を行っております。これに加える形で海外不動産投資市場にも参入する計画を立てております。特に欧米各国の不動産市況はリーマンショックやギリシャ危機による市場低迷から復活する兆しをみせております。法律・会計・税務の透明性、より高い流動性、信頼度の高い情報といった側面から特に欧米の不動産投資市場も当社にとって重要なマーケットであると考え海外事業への進出を図ります。

d) 財務安定性強化

i) 借入コストの低減

金融機関からの借入コストを3%以下へ低減するよう努力すると共にコミットメントライン、SPC等を活用した多様な資金調達を実施してまいります。

なお、平成27年7月期の各金融機関からの借入金の平均金利は、約3.7%であります。

ii) 財務基盤の強化

財務基盤の強化を行い、自己資本比率30%維持を目指します。

iii) ROE重視の会社経営

高収益事業に特化し、資本効率をあげることによりROEを重視し、投資者にとって投資魅力のある会社を目指します。

iv) 東証一部市場への指定承認

当社は、平成26年12月に東京証券取引所市場二部へ市場選択による市場変更をいたしました。今般の市場変更を機に、中期経営計画最終期でもある平成29年7月期末を目途に東証一部市場への指定承認を目指します。

(6) 財産および損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 25 期 (平成23年8月1日から 平成24年7月31日まで)	第 26 期 (平成24年8月1日から 平成25年7月31日まで)	第 27 期 (平成25年8月1日から 平成26年7月31日まで)	第28期(当連結会計年度) (平成26年8月1日から 平成27年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	—	—	10,400,518	11,687,275
経 常 利 益 (千円)	—	—	1,775,368	1,866,304
当 期 純 利 益 (千円)	—	—	1,632,267	1,848,936
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	—	—	7 円11銭	7 円62銭
総 資 産 (千円)	—	—	4,064,861	15,942,703
純 資 産 (千円)	—	—	2,787,714	4,383,884
1 株 当 たり 純 資 産 額	—	—	△48円99銭	△42円96銭

- (注) 1. 第25期及び第26期は連結計算書類を作成していないため、第25期及び第26期の状況については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、平成26年2月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、第27期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第27期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 25 期 (平成23年8月1日から 平成24年7月31日まで)	第 26 期 (平成24年8月1日から 平成25年7月31日まで)	第 27 期 (平成25年8月1日から 平成26年7月31日まで)	第28期(当事業年度) (平成26年8月1日から 平成27年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	3,240,181	3,153,534	10,258,113	11,424,089
経 常 損 益 (千円)	△5,176,220	△532,328	1,775,481	1,856,067
当 期 純 損 益 (千円)	△4,469,007	3,400,713	1,634,783	1,839,088
1 株 当 たり 当 期 純 損 益	△44円66銭	33円81銭	7 円13銭	7 円58銭
総 資 産 (千円)	3,160,382	803,257	3,909,615	15,878,157
純 資 産 (千円)	△4,342,027	257,951	2,790,230	4,376,552
1 株 当 たり 純 資 産 額	△277円17銭	△121円36銭	△48円98銭	△42円99銭

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、平成26年2月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、第25期以降の1株当たり当期純損益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第25期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
S&Standard株式会社	3,000千円	100%	不動産賃貸管理業
株式会社奨建築	3,000千円	100%	建築設計施工業

(8) 主要な事業内容

事業の種類および事業内容に関しましては、以下のとおりであります。

事業の種類	事業内容
不動産再活事業	当事業は、未利用又は低稼働により有効活用されていない不動産（商業ビル、オフィスビル、レジデンス等）を自社により取得し、エリアの特性やニーズに合わせた最適なプランを企画することにより不動産を魅力的な商品として再活する事業であります。 また、当事業を拡充し、耐震性が不足している旧耐震基準マンションの建て替え及びマンション敷地売却の促進を目的とした事業（再開発アジャストメント）も推進してまいります。
不動産賃貸収益等事業	不動産再活事業に付随する事業（受取賃料、収入手数料等）であります。

(9) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区新宿三丁目
S&Standard株式会社	東京都新宿区新宿三丁目
株式会社奨建築	東京都世田谷区池尻二丁目

(10) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
16名	2名増

② 当社の使用人の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	11名	3名増	42.3歳	3.3年
女 性	4名	1名増	30.5歳	0.9年
計または平均	15名	4名増	39.1歳	2.6年

(注) 従業員数が前期末と比べて4名増加しておりますが、これは新たな従業員の採用によるものであります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	3,600,000千円
株 式 会 社 新 銀 行 東 京	1,267,000
大 阪 商 工 信 用 金 庫	634,897
株 式 会 社 セ ム コ ー ポ レ ー シ ョ ン	500,000
あ す か 信 用 組 合	430,000
株 式 会 社 S B J 銀 行	270,000
近 畿 産 業 信 用 組 合	150,000
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	8,400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 857,484,027株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 233,873,050株 (自己株式2,141,790株を含む)
- A種優先株式 8,916株
- C種優先株式 824,355株
- D種優先株式 2,160,410株
- E種優先株式 138,822株
- (3) 株主数 33,878名
- (内訳) 普通株式 33,849名
- A種優先株式 14名
- C種優先株式 2名
- D種優先株式 12名
- E種優先株式 1名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)	
秋 元 竜 弥	普通株式	87,474,270	38.49
	A種優先株式	8,008	
	C種優先株式	810,114	
	D種優先株式	1,957,186	
	E種優先株式	138,822	
	合計	90,388,400	
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	普通株式	7,096,711	3.02
株 式 会 社 S B I 証 券	普通株式	5,642,000	2.40
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	普通株式	3,865,400	1.65
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	普通株式	3,674,500	1.56
山 崎 一 弘	普通株式	2,543,500	1.08
緒 方 顕 吉	普通株式	2,369,110	1.01
牧 間 次 夫	普通株式	1,300,000	0.55
媚 山 勝 英	普通株式	1,000,000	0.43
椎 塚 裕 一	普通株式	869,600	0.37

(注) 持株比率は自己株式 (2,141,790株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

・第6回新株予約権

発行決議の日	平成20年12月9日
区分別保有状況	
取締役（社外取締役を除く。）	保有者数 1名 保有数 500個
監査役	保有者数 一名 保有数 一個
合計	保有者数 1名 保有数 500個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	71円
権利行使期間	平成22年10月25日から 平成30年10月24日まで
新株予約権の行使条件	i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 ii) 新株予約権の相続は認めない。 iii) この他、新株予約権の行使の条件は株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ・平成26年12月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	40億円
各社債の金額	金1億円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成26年12月29日
償還の方法および期日	本社債は、平成29年12月29日にその総額を償還する。
募集方法	第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権付社債をEVO FUNDに割当ててゐる。
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。 ②各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 ③各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額は、当初、174.1円とする。
新株予約権の行使期間	平成26年12月29日から平成29年12月22日まで

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p>	<p>①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。</p>

・平成26年12月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第7回新株予約権

<p>新株予約権の総数</p>	<p>229,753個</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類と数</p>	<p>普通株式 22,975,300株 (新株予約権1個につき100株)</p>
<p>新株予約権の払込金額</p>	<p>新株予約権1個当たり405円</p>
<p>新株予約権の払込期日</p>	<p>平成26年12月29日</p>
<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p>	<p>1株につき174.1円</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成26年12月29日から平成28年12月29日まで</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>割当先</p>	<p>第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をEVO FUNDに割当てる。</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	保 坂 光 二 (注)1	
専 務 取 締 役	森 宗次郎 (注)1	大阪支店長
常 務 取 締 役	久 保 玲 士 (注)1	
取 締 役	椎 塚 裕 一 (注)1, 2, 6	司法書士法人麴町総合事務所 副代表
監 査 役 (常 勤)	平 田 英 之 (注)1, 3, 4, 6	平田公認会計士事務所 代表
監 査 役	伊 禮 勇 吉 (注)3, 6	伊禮総合法律事務所 所長 弁護士
監 査 役	中 野 洋 (注)1, 3, 5, 6	中野洋税理士事務所 代表

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ①代表取締役社長保坂光二氏は平成26年10月29日付で代表取締役社長に選定されました。
 - ②専務取締役森宗次郎氏は平成26年10月29日開催の第27回定時株主総会において取締役に選任され就任し、同日付で専務取締役に選定されました。
 - ③常務取締役久保玲士氏は平成26年10月29日付で代表取締役社長を退任し、常務取締役に選定されました。
 - ④取締役椎塚裕一氏は平成26年10月29日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任し、また、同日開催の第27回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
 - ⑤監査役（常勤）平田英之氏は平成26年10月29日開催の第27回定時株主総会において監査役に選任され就任し、同日付で監査役（常勤）に選定されました。
 - ⑥監査役中野洋氏は平成26年10月29日開催の第27回定時株主総会において監査役に選任され就任いたしました。
 - ⑦取締役細川和憲氏は平成26年10月29日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 - ⑧監査役柿本謙二氏は平成26年10月29日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 取締役椎塚裕一氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役平田英之氏、伊禮勇吉氏および中野洋氏は社外監査役であります。
 4. 監査役平田英之氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役中野洋氏は、税理士として企業財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、取締役椎塚裕一氏、監査役平田英之氏、伊禮勇吉氏、中野洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	51,450千円 (2,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (5名)	7,200千円 (7,200千円)
合 計	10名	58,650千円

- (注) 1. 社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額については、該当事項はありません。
2. 役員賞与については、該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針

各取締役の報酬については、会社の業績、役位、在籍期間における実績、社内バランス等を総合的に勘案し、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、取締役会で決定することにしております。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役がこれを決定することにしております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

取締役椎塚裕一氏は司法書士法人麴町総合事務所の副代表であります。当社と同法人との間には、資本関係および取引関係はありません。

当社は、監査役伊禮勇吉氏の重要な兼職先である伊禮総合法律事務所との間で法務業務等に関する取引があります。

監査役平田英之氏は平田公認会計士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、資本関係および取引関係はありません。

監査役中野洋氏は中野洋税理士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、資本関係および取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
椎塚裕一	社外取締役	平成26年10月29日に就任後に開催された取締役会には12回中12回出席し、主に司法書士業界で取り組んできた豊富な経験から適切な発言を行っております。
平田英之	社外監査役	平成26年10月29日に就任後に開催された取締役会には12回中12回出席し、また監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
伊禮勇吉	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には17回中16回出席し、また監査役会には17回中16回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
中野洋	社外監査役	平成26年10月29日に就任後に開催された取締役会には12回中12回出席し、また監査役会には12回中12回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 上記の他27回の書面決議を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役椎塚裕一氏、社外監査役平田英之氏、伊禮勇吉氏及び中野洋氏の4名と会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明誠有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額 13,800千円

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金 13,800千円

銭その他の財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、明誠有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積額の算出根拠等を考慮した結果、相当と判断して同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるS&Standard株式会社および株式会社奨建築は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会での決議により株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を現行定款第33条に設けておりますが、会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

(7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,871,254	流動負債	7,529,970
現金及び預金	5,141,612	支払手形及び買掛金	7,808
受取手形及び売掛金	24,269	短期借入金	6,610,297
販売用不動産	9,926,879	一年内返済予定の長期借入金	256,444
預け金	420,000	未払金	112,500
前渡金	119,585	未払費用	29,506
その他	238,907	未払法人税等	5,503
固定資産	71,448	その他	507,911
有形固定資産	14,258	固定負債	4,028,848
建物及び構築物	10,432	新株予約権付社債	4,000,000
機械装置及び運搬具	2,427	長期借入金	21,178
その他	1,398	退職給付に係る負債	6,354
無形固定資産	307	その他	1,316
その他	307	負債合計	11,558,818
投資その他の資産	56,883	純資産の部	
その他	56,883	株主資本	4,290,241
		資本金	550,018
		資本剰余金	1,050,018
		利益剰余金	2,995,802
		自己株式	△305,597
		新株予約権	93,642
		純資産合計	4,383,884
資産合計	15,942,703	負債及び純資産合計	15,942,703

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,687,275
売上原価	8,531,778
売上総利益	3,155,497
販売費及び一般管理費	892,604
営業利益	2,262,892
営業外収入	529
受取利息	878
受取手数料	2,058
その他	289
営業外費用	210,759
支払利息	116,536
支払手数料	66,018
消費税	4,609
社債発行	2,418
その他	400,343
経常利益	1,866,304
特別利益	180
固定資産売却益	3,389
特別損失	172
固定資産売却損	14,567
関係会社株式評価損	14,740
税金等調整前当期純利益	1,855,134
法人税、住民税及び事業税	6,197
法人税等	6,197
少数株主損益調整前当期純利益	1,848,936
当期純利益	1,848,936

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年8月1日残高	550,018	1,050,018	1,188,284	△1,199	2,787,121
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△41,419		△41,419
当期純利益			1,848,936		1,848,936
自己株式の取得				△304,397	△304,397
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			1,807,517	△304,397	1,503,120
平成27年7月31日残高	550,018	1,050,018	2,995,802	△305,597	4,290,241

	新株予約権	純資産合計
平成26年8月1日残高	592	2,787,714
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△41,419
当期純利益		1,848,936
自己株式の取得		△304,397
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	93,049	93,049
連結会計年度中の変動額合計	93,049	1,596,170
平成27年7月31日残高	93,642	4,383,884

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月25日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西谷 富士夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年8月20日開催の取締役会において、株式会社関西エレベーターの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、平成27年9月1日付で全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成27年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,808,009	流動負債	7,495,251
現金及び預金	5,111,657	短期借入金	6,610,297
販売用不動産	9,926,879	一年内返済予定の長期借入金	250,000
前渡金	119,585	未払金	111,759
前払費用	11,982	未払費用	28,778
預け金	420,000	前受金	100,000
未収還付法人税等	144,791	預り金	8,765
その他	83,112	未払法人税等	3,864
貸倒引当金	△10,000	その他	381,786
固定資産	70,148	固定負債	4,006,354
有形固定資産	14,471	新株予約権付社債	4,000,000
建物	12,631	退職給付引当金	6,354
機械装置	572	負債合計	11,501,605
工具、器具及び備品	1,267	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	55,676	株主資本	4,282,909
投資有価証券	0	資本金	550,018
関係会社株式	10,234	資本剰余金	1,050,018
出資金	11,700	資本準備金	1,050,018
その他	33,741	利益剰余金	2,988,470
		その他利益剰余金	2,988,470
		繰越利益剰余金	2,988,470
		自己株式	△305,597
		新株予約権	93,642
		純資産合計	4,376,552
資産合計	15,878,157	負債及び純資産合計	15,878,157

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		11,424,089
売上原価		8,312,442
売上総利益		3,111,647
販売費及び一般管理費		849,649
営業利益		2,261,997
営業外収入		
受取利息	577	
受取配当金	25	
受取手数料	878	
受取贈与	2,058	3,539
営業外費用		
支払利息	210,155	
支払手数料	116,536	
社債発行費	4,609	
消費税	66,018	
貸倒引当金繰入	10,000	
その他	2,149	409,470
経常利益		1,856,067
特別利益		
未払金戻入	3,389	3,389
特別損失		
関係会社株式評価損	17,147	17,147
税引前当期純利益		1,842,308
法人税、住民税及び事業税		3,220
法人税等		3,220
当期純利益		1,839,088

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年8月1日残高	550,018	1,050,018	1,050,018	1,190,800	1,190,800
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△41,419	△41,419
当期純利益				1,839,088	1,839,088
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計				1,797,669	1,797,669
平成27年7月31日残高	550,018	1,050,018	1,050,018	2,988,470	2,988,470

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成26年8月1日残高	△1,199	2,789,637	592	2,790,230
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△41,419		△41,419
当期純利益		1,839,088		1,839,088
自己株式の取得	△304,397	△304,397		△304,397
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			93,049	93,049
事業年度中の変動額合計	△304,397	1,493,272	93,049	1,586,322
平成27年7月31日残高	△305,597	4,282,909	93,642	4,376,552

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月25日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西谷 富士夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年8月20日開催の取締役会において、株式会社関西エレベーターの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、平成27年9月1日付で全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明誠有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明誠有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年9月28日

株式会社アルデプロ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 平 田 英 之 ㊟

監 査 役(社外監査役) 伊 禮 勇 吉 ㊟

監 査 役(社外監査役) 中 野 洋 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

[期末配当に関する事項]

当社は、株主の皆さまに対する利益還元は、経営理念である「三つの豊かさの追求」の具現化の一つとして重要な経営課題であると認識しております。利益還元については、株主価値の長期的最大化に向けて、将来の事業拡大に必要な不可欠な在庫投資や、経営体質強化のための内部管理体制の充実への成長投資等を勘案して決定しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金	1円00銭	総額231,731,260円
当社A種優先株式1株につき金	1,500円00銭	総額13,374,000円
当社C種優先株式1株につき金	18円50銭	総額15,250,568円
当社D種優先株式1株につき金	18円50銭	総額39,967,587円
当社E種優先株式1株につき金	1円90銭	総額263,762円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年10月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図るため新たに社外取締役を増員し取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社普通株式株
1	ほさか こうじ 保坂光二 (昭和39年2月8日生)	昭和59年4月 泉ハウジング株式会社入社 平成7年4月 株式会社ヒューネット（現株式会社R I S E）入社大阪支店配属 平成11年6月 同社取締役大阪支店長就任 平成13年6月 同社常務取締役就任 平成13年11月 同社専務取締役就任 平成15年6月 同社代表取締役社長就任 平成17年6月 ルーシッド・インベストメント株式会社代表取締役就任 平成22年9月 株式会社クレッセ代表取締役 平成25年8月 当社入社執行役員営業部長就任 平成25年10月 当社取締役営業部長就任 平成26年4月 当社代表取締役副社長就任 平成26年10月 当社代表取締役社長就任（現任）	一株
2	しいつか ゆういち 椎塚裕一 (昭和43年11月21日生)	平成3年4月 水落司法書士事務所入所 平成11年8月 麴町総合事務所（現司法書士法人麴町総合事務所）入所 平成16年10月 株式会社アーバンビジョン社外監査役就任 平成20年10月 当社監査役就任 平成26年10月 当社取締役就任（現任）	869,600株
3	もり そうじろう 森宗次郎 (昭和32年12月21日生)	昭和54年4月 教育図書センター株式会社入社 昭和58年11月 株式会社日証入社 昭和61年7月 株式会社第一コーポレーション入社 平成11年7月 やまと債権管理回収株式会社入社 平成14年5月 株式会社トータスへ転籍 平成16年4月 昭和地所株式会社へ転籍 平成20年1月 昭和地所株式会社執行役員就任 平成25年2月 有限会社デジャ・ヴ代表取締役就任 平成25年8月 株式会社クレッセ代表取締役就任 平成26年2月 当社顧問就任 平成26年10月 当社専務取締役兼大阪支店長就任（現任）	10,090株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
4	くぼ れいし 久保 玲士 (昭和33年 1月26日生)	平成3年7月 小堀会計事務所入所 平成8年11月 株式会社アテネコーポレーション入社 平成9年10月 当社取締役管理部長就任 平成14年1月 当社入社 平成14年2月 当社取締役管理本部長就任 平成14年11月 当社常務取締役就任 平成16年8月 当社常務取締役経営企画室長就任 平成18年2月 当社常務取締役経営管理本部長就任 平成19年10月 当社代表取締役社長就任 平成20年10月 当社取締役副社長就任 平成21年5月 当社取締役副社長兼経営管理本部長就任 平成21年10月 当社取締役経営管理本部長就任 平成22年2月 当社取締役経営管理部長就任 平成24年7月 当社代表取締役社長兼経営管理部担当就任 平成26年10月 当社常務取締役就任(現任)	60,730株
5	よしだ しゅうへい 吉田 修平 (昭和27年 6月19日生)	昭和57年4月 弁護士登録・第一東京弁護士会入会 昭和61年4月 吉田法律事務所開設(現任) 平成19年12月 政策研究大学院大学客員教授就任(現任)	一株
6	みやもと こうぞう 宮本 宏三 (昭和42年 9月6日生)	平成12年9月 株式会社大昇産業入社 平成15年4月 株式会社クレアル入社取締役就任 平成18年4月 株式会社リード・リアルエステート執行役員就任 平成21年7月 株式会社リブアクション設立代表取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者宮本宏三氏は株式会社リブアクションの代表取締役を兼務し、同社は当社と過去に取引関係があり、また不動産に関する事業において競業関係にあります。そのほかの各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、当社種類株式を有していません。
3. 取締役候補者吉田修平氏および宮本宏三氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は吉田修平氏および宮本宏三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 吉田修平氏は弁護士として取り組んできた豊富な知識・経験等を、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、宮本宏三氏には、事業法人での代表取締役としての知識・経験等を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 吉田修平氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。また、宮本宏三氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ③ 吉田修平氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定

はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。また、宮本宏三氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。

- ④ 吉田修平氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。また、宮本宏三氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤ 吉田修平氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。また、宮本宏三氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
吉田修平氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長く不動産を専門分野とする弁護士として取り組んできたことから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任（会社法第423条第1項の責任）を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者吉田修平氏および宮本宏三氏とは、当該契約を締結する予定です。

当該契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠取締役候補者の取締役の選任については、候補者が監査役を辞任することを条件としております。

補欠取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
いれい ゆうきち 伊禮 勇吉 (昭和12年8月25日生)	昭和37年4月 琉球政府文教局勤務 昭和38年4月 琉球政府巡回裁判所勤務 昭和39年10月 司法試験合格 昭和40年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和42年4月 東京弁護士会入会、成毛法律事務所入所 昭和44年4月 伊禮法律事務所（現伊禮総合法律事務所）設立（現任） 平成15年6月 株式会社オオバ 社外監査役就任 平成15年9月 当社監査役就任（現任）	100,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、当社種類株式を有しておりません。
3. 補欠取締役候補者伊禮勇吉氏は、第4号議案にありますとおり社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役として

の責任限定契約について

- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
 - ① 伊禮勇吉氏は、当社の社外監査役を本総会の終結のときまで12年1カ月務め、当社の事業内容等に精通しております。また、同氏には弁護士業務に取り組んできた豊富な知識・経験等を、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 伊禮勇吉氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 - ③ 伊禮勇吉氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間において受けていたこともありません。
 - ④ 伊禮勇吉氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 伊禮勇吉氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
伊禮勇吉氏は、弁護士としての専門的見地から、当社の主力業務である不動産業に関わる法務面において専門的な知識を有するという理由から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - (3) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任（会社法第423条第1項の責任）を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、伊禮勇吉氏とは、当該契約を締結しております。
当該契約の内容の概要は、次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、伊禮勇吉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は、補欠の社外取締役候補者伊禮勇吉氏が取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役伊禮勇吉氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
いれい ゆうきち 伊禮勇吉 (昭和12年8月25日生)	昭和37年4月 琉球政府文教局勤務 昭和38年4月 琉球政府巡回裁判所勤務 昭和39年10月 司法試験合格 昭和40年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和42年4月 東京弁護士会入会、成毛法律事務所入所 昭和44年4月 伊禮法律事務所（現伊禮総合法律事務所）設立（現任） 平成15年6月 株式会社オオバ 社外監査役就任 平成15年9月 当社監査役就任（現任）	100,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者は、当社種類株式を有しておりません。
 3. 監査役候補者伊禮勇吉氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役としての責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
- ① 監査役伊禮勇吉氏は、当社の社外監査役を本総会の終結のときまで12年1カ月務め、当社の事業内容等に精通しております。また、同氏には弁護士業務に取り組んできた豊富な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - ② 伊禮勇吉氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 - ③ 監査役伊禮勇吉氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間において受けていたこともありません。
 - ④ 監査役伊禮勇吉氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 監査役伊禮勇吉氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
- 監査役伊禮勇吉氏は、弁護士としての専門的見地から、当社の主力業務である不動産業に関わる法務面において専門的な知識を有するという理由から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外監査役候補者との責任限定契約について
- 当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任（会社法第423条第1項の責任）を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、伊禮勇吉氏とは、当該契約を締結しております。
- 当該契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、伊禮勇吉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同

取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、当社は同氏の独立役員としての指定を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
きのした わたる 木下 渉 (昭和48年7月15日生)	平成15年11月 司法試験合格 平成16年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成17年10月 弁護士登録。須田清法律事務所入所 平成20年4月 木下総合法律事務所開設 (現任)	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者は当社のリスク管理委員会の委員であり、顧問報酬を支払っております。
2. 木下渉氏は、当社種類株式を有していません。
3. 木下渉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役としての責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について

- ① 木下渉氏は弁護士業務に取り組んできた豊富な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 木下渉氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ③ 木下渉氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間において受けていたこともありません。
- ④ 木下渉氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤ 木下渉氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について

木下渉氏は、弁護士としての専門的見地から、当社の主力業務である不動産業に関わる法務面において専門的な知識を有するという理由から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任(会社法第423条第1項の責任)を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。木下渉氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約の内容の概要は、次のとおりであります。

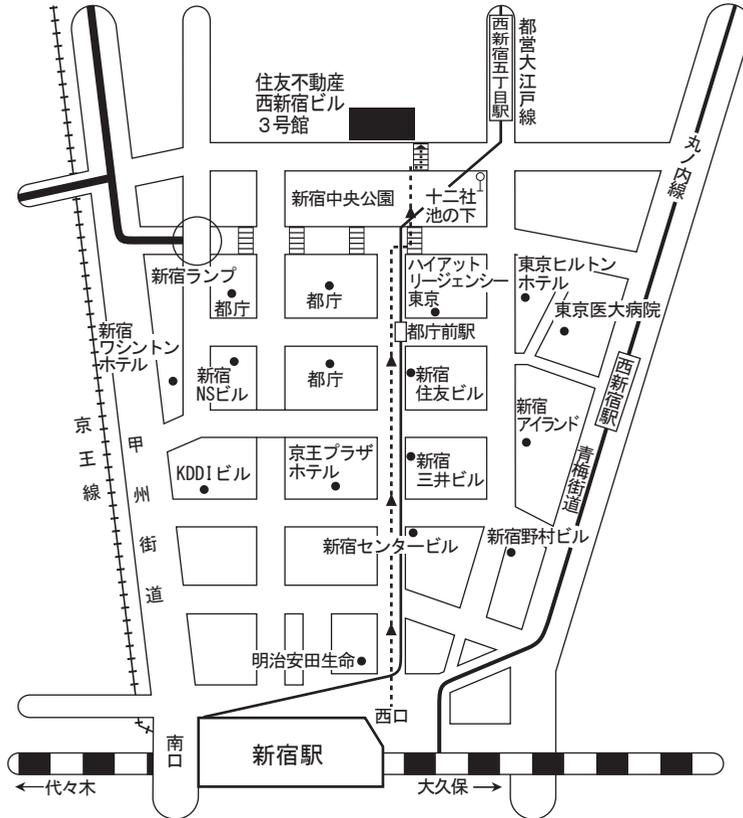
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 当社は、木下渉氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏の独立役員としての届出をする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
電話：03-3320-2611



交通のご案内

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅「A5出口」 徒歩3分
または「西新宿五丁目」駅「A2出口」 徒歩6分
JR線・各私鉄・東京メトロ「新宿」駅「西口」 徒歩15分
都営地下鉄新宿線・京王線「新宿」駅「7番出口」 徒歩10分
「新宿」駅「西口」より新宿16・17バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分